

ロシア連邦
連邦法

連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条ならびに連邦法「競争の保護について」第32条及び第33条の改正について

国家院で採択 2022年12月21日
連邦院で承認 2022年12月23日

第1条

1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」(ロシア連邦法令集、1999年、第28号、3493頁；2008年、第18号、1941頁；2011年、第47号、6612頁；2017年、第30号、4445頁)第6条を、以下のように改める。

『第6条 ロシア連邦域内での外国人投資家による様々な投資形態の利用に対する保証

1. 外国人投資家はロシア連邦法令で禁止されていない任意の形態でロシア連邦域内での投資を行う権利を有する。

2. 外国投資を伴う営利団体の授権(共同)資本への投資の評価は、ロシア連邦法令に従い実施される。投資の評価はロシア連邦の通貨で行われる。

3. 外国、国際組織、またはこれらの支配下にある組織によって行われ、その結果としてロシアの事業体の授権資本を構成する議決権株式(持分)に帰する総票数の25%以上を直接的または間接的に処理する権利がこれらの外国、国際組織、またはこれらの支配下にある組織によって獲得される取引、またはこの事業体の経営陣の決定を妨害する別の可能性が得られる取引は、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第8条～第12条の規定に従い事前調整の対象となる。但し、ロシア連邦が加わる国際条約に従い設立された国際金融機関、またはロシア連邦が国際条約を結んだ国際金融機関が参加する取引は例外とする。かかる国際金融機関の一覧はロシア連邦政府によって承認される。

4. 本条第3項の要求事項に従い提出された取引の事前調整に関する請願書の審査において、ロシア連邦での外国投資の実施に対する管理に係る職務の遂行を所管する連邦行政機関(以下、本条では「所管機関」という)によって、本取引が2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第2条第3項、第6項～第9項、第4条第4項、第7条第1項第3号に記された根拠に基づき、事前調整の対象でないと判断され、このとき本条第5項～第10項の規定に従い、本取引についてロシア連邦での外国投資の実施に対する管理に係る政府委員会(以下、本条では「政府委員会」という)の議長に通知する必要性はないという決定が所管機関によって下されたとき、または政府委員会による本取引の事前調整の必要性はないという決定が政府委員会議長によって下されたとき、所管機関は、本取引について政府委員会議長に通知する必要性はないという決定が当該機関により下された日から3営業日以内に、もしくは政府委員会による本取引の事前調整の必要性はないという政府委員会議長の決定を当該機関が受け取った日から3営業日以内に、取引の事前調整に関する請願書を申請人に差し戻す決定を下し、この期限内に差し戻しの理由を添えて当該

請願書1通を申請人に差し戻し、また本決定の写しを政府委員会に送付するものとする。このとき本条第3項に従い、本取引の事前調整は求められない。

5. 政府委員会議長の決定に従い国防及び国家安全保障を確保するため、ロシアの事業体を相手に外国人投資家が行う取引は、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従い事前調整の対象となる。本条を適用する目的において、他の国籍を持つロシア連邦国民、また外国人投資家の支配下にある組織（ロシア連邦域内に設立されたものも含む）も、外国人投資家と見なされる。このとき、このような組織に対する外国人投資家の支配が存在する事実を特定するため、上記連邦法第5条第1項第1号の規定が適用される。

6. ロシアの事業体を相手に外国人投資家が行う取引を政府委員会が事前調整する必要性に関する決定またはその必要性がないという決定は、所管機関から提出された本取引に関する情報を受け取った日から30日以内に政府委員会議長によって下される。

7. 所管機関は、本取引の参加者に関する及び対象物に関する情報など、本条第10項に記したロシアの事業体を相手に外国人投資家が計画している取引のことを知ったとき、本条第6項に定める情報を政府委員会議長に提出する必要性を判断するため、本条第8項及び第9項に定める行動を取らねばならない（所定の分野における法規制及び国家政策の立案及び実現に係る職務を遂行する組織または連邦行政機関から受けた合理的な提案に基づいたものを含む）。この取引の参加者に関する及び対象物に関する情報など、外国人投資家がロシアの別の事業体を相手に計画している取引について政府委員会議長に通知する必要性に関して、所定の分野における法規制及び国家政策の立案及び実現に係る職務を遂行する組織または連邦行政機関の合理的な提案が所管機関に届いたとき、または外国人投資家がロシアの別の事業体を相手に計画している取引について政府委員会議長に通知する必要性及び政府委員会がこの取引を事前調整する必要性に関する照会を、本条第8項第2号に記した組織及び連邦行政機関に送る必要がある、もしくはこの必要性がないとする合理的な決定が所管機関によって下されたとき、所管機関は本条第8項及び第9項に定める行動を取るものとする。

8. 所管機関は、本条第7項に従い情報を政府委員会議長に提出する必要性を判断するため、本取引の参加者に関する及び対象物に関する情報など、計画中の取引について所管機関が知った日から、または本条第7項に記した合理的な提案が所管機関に届いた日から、または本条第7項に記した合理的な決定が所管機関によって下された日から、5営業日以内に、

1) 本条第9項第1号に定める取引について政府委員会議長に通知する必要性がないという決定に関する情報を、または取引を事前調整する必要性がないという決定を政府委員会議長が下したという情報を所管機関から受け取るまで、本取引の実施を停止する必要があることを、外国人投資家及びその他の取引参加者に、また外国人投資家が取引の実施を計画している相手である事業体に通知する。

2) 外国人投資家が事業体を相手に計画している取引について政府委員会議長に通知する必要性及び政府委員会がこの取引を事前調整する必要性に関する、またはこの必要性がないことに関する照会を、防衛分野の連邦行政機関、安全保障分野の連邦行政機関、外国人投資家が取引の実施を計画している相手である事業体が活動している業種で連邦国家管理（監督）を遂行する及び（または）法規制及び国家政策の立案及び実現に係る職務を遂行する連邦行政機関及び（または）組織（以下、本条では「関係連邦行政機関及び組織」という）に送付する。関係連邦行政機関及び組織は、然るべき照会を受け取った日から30日以内に、以下の基準を考慮して準備され、ロシア連邦政府が定める構成及び内容に関する

る要求事項に従って作成された、合理的な提案を所管機関に提出する。

- 関係連邦行政機関及び組織が法規制及び（または）連邦国家管理（監督）を実施する業種に
っての計画される取引の実施による影響
- 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体
に外国投資を行う手順について」第12条第1項及び第1¹項に定める1つまたは複数の義務を政府
委員会が外国人投資家に課す必要性の有無

9. 本条第8項に記した関係連邦行政機関及び組織の合理的な提案が所管機関に届いた日から5営業
日以内に、所管機関は受け取った情報に基づき、

1) 関係連邦行政機関及び組織また所管機関の合理的な提案があるとき取引について政府委員会議長
に通知する必要性がないという決定、本取引について政府委員会議長に通知する及び政府委員会が本
取引を事前調整する必要性がないという決定が、所管機関によって下されたことを、外国人投資家及
びその他の取引参加者に、また外国人投資家が取引の実施を計画している相手である事業体に通知す
る。

2) 本条第8項に従って送られた所管機関の照会に関連して関係連邦行政機関または組織から提出さ
れた、本取引について政府委員会議長に通知する及び政府委員会が本取引を事前調整する必要性に関
する合理的な提案があるとき、または所管機関の合理的な提案に基づき、政府委員会による本取引の
事前調整の必要性に関する提案を添えて、ロシアの事業体を相手とした外国人投資家の取引に関する
情報を政府委員会議長に送付する。

10. 所管機関は、以下に該当するロシアの事業体を相手に外国人投資家が実施を計画している、2008
年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資
を行う手順について」に従い強制的事前調整の対象とならない取引に関する情報を政府委員会議長に
提出する必要性の有無を判断するために必要な、本条第8項及び第9項に定める行動を取らなければな
らない。

1) 国家プロジェクト及び（または）国家プロジェクトを構成する連邦プロジェクトの参加者である。
但し、本取引の実施が当該プロジェクトの実現満期までに計画されている場合。

2) 2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「支払い不能（破産）について」第169条に従い、都市形成組
織と見なされる。

3) 商品市場で支配的地位を占めている。

4) 電力会社及び（または）統一熱供給会社及び（または）一般固形廃棄物処理地域オペレーターの
ステータスが与えられている。

5) 外国人投資家の支配下でない、ロシア連邦域内における商品（業務、サービス）のサプライヤー
または生産者である。但し、外国人投資家の支配下でない、同様な商品（業務、サービス）の別のサプ
ライヤーまたは生産者がロシア連邦域内に存在しないことを条件とする。

6) ロシア連邦の法律に従いライセンスが求められる移動衛星通信サービスを提供する事業を行って
いる。

7) 国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ。但し、こうした事業体を相手に外国人投資家
が行う取引が、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持
つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従い強制的調整の対象となっていない場合。

8) 連邦レベルの鉱区に該当しない鉱区を利用し、1つまたは複数のロシア連邦構成主体に位置し、

以下を維持している。

- 国家有用鉱物埋蔵量バランスの情報に基づき2006年1月1日以降、石油の可採埋蔵量が5000万～7000万トン、ガスの埋蔵量が300億～500億立方メートルの鉱床、金の埋蔵量が30～50トン、銅の埋蔵量が30万～50万トンの初生（鉱石）鉱床
- 有用鉱物の鉱床及び露頭に関する国家台帳の情報に基づき、ウラン、高純度石英、イットリウム族希土類、ニッケル、コバルト、タンタル、ニオブ、ベリリウム、ダイヤモンド（砂を除く）、リチウム（液体鉱物資源を除く）、白金族金属（砂を除く）の露頭

9) 連邦レベルの鉱区に該当しない鉱区を利用する事業体を支配下に置いている。但し、2006年1月1日以降の1種類の国家有用鉱物埋蔵量バランスに基づいたこれら鉱区を集めた鉱床の有用鉱物埋蔵量が、合計で石油が7000万トン以上、またはガスが500億立方メートル以上、または銅が50万トン以上、または金が50トン以上の初生（鉱石）鉱床であることを条件とする。

10) 海港または河港の建造及び（または）改修を行っている。

11. 本条第6項に記した政府委員会議長の決定を受け取った日から3営業日以内に、所管機関は、外国人投資家及びその他の取引参加者に、また外国人投資家が取引の実施を計画している相手である事業体に、ロシアの事業体を相手とした本取引を政府委員会が事前調整する必要性について、または上記の決定に従いこの必要性がないことについて通知する。

12. ロシアの事業体を相手とした外国人投資家の取引を政府委員会が事前調整する必要性に関する決定が政府委員会議長によって下されたとき、この取引は2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従い政府委員会がこれを事前調整する条件においてのみ実施することができる。

13. 本条に定める要求事項に違反した取引の実施は、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第15条に定める法的効果を伴う。このような取引を外国人投資家が行った事実が所管機関によって確認された場合、所管機関はこの事実について、また上に記した条に定める法的効果の適用について政府委員会議長に報告する。』

第2条

2006年7月26日付連邦法第153-FZ号「競争の保護について」（ロシア連邦法令集、2006年、第31号、3434頁；2008年、第45号、5141頁；2009年、第29号、3601頁；第52号、6450頁；2011年、第27号、3880頁；第29号、4291頁；第50号、7343頁；2013年、第52号、6988頁；2015年、第41号、5629頁；2018年、第53号、8440頁；2021年、第27号、5180頁）を、以下のように改める。

- 1) 第32条第5項につき、
 - a) 第19号を失効したものと認める。
 - b) 第21号～第23号を以下の内容で追加する。

『"21) 経済力集中の対象である者による、及び当該者の授権資本を構成する議決権株式（持分）に帰する票の5%以上を直接的もしくは間接的に運用管理する権利が経済力集中の対象に与えられた者（かかる権利が、信託契約、担保契約、買い戻し契約、保証金、その他の契約もしくは取引に基づき、一時的に他者に譲渡された場合を含む）による、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第6条に定める業種の実施

(非実施)に関する情報、または申請人がこの情報を有していないことに関する書面での表明

22) 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第6条に定める業種に従事する権利が、経済力集中の対象である者に、及び(もしくは)当該者の授権資本を構成する議決権株式(持分)に帰する票の5%以上を直接的もしくは間接的に運用管理する権利が経済力集中の対象に与えられた者(かかる権利が、信託契約、担保契約、買い戻し契約、保証金、その他の契約もしくは取引に基づき、一時的に他者に譲渡された場合を含む)にあることを裏付ける、ライセンス及び(もしくは)他の書類(契約書を含む)の一覧、または申請人がこのようなライセンス及び(もしくは)書類に関する情報を有していないことに関する書面での表明。このとき申請人は、このようなライセンス及び(もしくは)その他の書類がある場合、その写しを、国家管理の対象である取引、その他の行為の実施に関する通知書もしくは請願書に添えて、独占禁止機関に同時に提出することができる。

23) 申請人が外国人投資家である場合、または経済力集中の対象である者もしくは当該者の授権資本を構成する議決権株式(持分)に帰する票の5%以上を直接的もしくは間接的に運用管理する権利が経済力集中の対象に与えられた者(かかる権利が、信託契約、担保契約、買い戻し契約、保証金、その他の契約もしくは取引に基づき、一時的に他者に譲渡された場合を含む)が2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第6条に定める業種に従事する場合、申請人の受益者、実質的支配者、支配者の各々に関する情報、及び、受益者、実質的支配者、支配者と認定する根拠に関する情報。ロシア連邦税法典第11条の定義による公開会社である申請人の受益者に関する情報は、情報通信ネットワーク「インターネット」における申請人の公式サイト、もしくはこの情報が掲載された当該ネットワークにおける別のサイトのアドレスが記された書類の形で提出することができる。本号において「外国人投資家」「支配」「支配者」の用語は2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第3条及び第5条に定める意味で用いられ、「受益者」「実質的支配者」の用語は2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪で得た収入の合法化(洗浄)及びテロ資金供与への対策について」第3条に定める意味で用いられる。本号で述べた、申請人の受益者、実質的支配者、支配者の各々に関する情報、及び、受益者、実質的支配者、支配者と認定する根拠に関する情報には、以下が含まれなければならない。

a) 法人の場合は、正式名称及び略称(ある場合)、国家登記地、所在地及び住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス、自然人の場合は、氏名及び父称(ある場合)、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス(ある場合)

b) 自然人の場合は、実質的支配者及び支配者の国籍に関する情報(ロシア連邦国民につき、当該者が別の国籍を有することに関する情報、また税金及び納付金に関するロシア連邦法に従いこのロシア連邦国民がロシア連邦の納税居住者(tax resident)であるか否かに関する情報を含む)

c) 自然人もしくは法人の場合は納税者番号、または法人でない外国組織のコード

d) 受益者、実質的支配者、支配者が行う主な業種

e) 以下に示す書類(ある場合)の基本情報

- 法人の場合は、受益者及び支配者の国家登記を裏付ける書類、または然るべき外国の法律に従い個人事業主である自然人の場合は、受益者、実質的支配者、支配者の国家登記を裏付ける書類、または法人でない外国組織の場合は、受益者及び支配者の設立(創設)の事実を裏付ける

書類

- 自然人の場合は、受益者、実質的支配者、支配者の身分を証明する書類

f) 受益者、実質的支配者、支配者が所有権及び（または）使用権及び（または）運用管理権を行使する、またはこうした権利がこれらの者の利益のために行使される、申請人の授権資本を構成する株式（持分）の数（パーセントを記す）及び（または）申請人の授権資本を構成する株式（持分）に帰する票の数（パーセントを記す）

g) 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第5条に定める、支配者の支配下にある申請人と特定する特徴

h) 当該者が申請人の受益者、実質的支配者、支配者であることを裏付ける書類（ある場合）の基本情報及び有効期限。これには当該者が申請人の株主（出資者）である他の法人に關与していること、こうした法人と組合契約、委任契約、代理業務契約、信託契約を締結していることを裏付ける書類、またはその他の根拠を裏付ける書類も含まれる。』

2) 第33条第2項につき

a) 第3¹号の語句「(以下「連邦法「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」 という)」を削除する。

b) 第3²号～第3⁴号を以下の内容で追加する。

『3²) 請願書で申請された取引が1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第3項に従い事前調整の対象となる場合、同連邦法第6条第4項に従い本取引の事前調整に関する請願書を差し戻す決定が本取引に対して下される日まで、請願書の審査期間を延長する。』

3³) 請願書で申請された取引を停止する必要性に関する通知が1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第8項第1号に従い申請人に送付された場合、ロシア連邦での外国投資の実施に対する管理に係る政府委員会（以下、本条では「政府委員会」という）の議長に本取引のことを通知する必要性がないという決定が同連邦法第6条第9項第1号に従い下されたという情報が得られるまで、または政府委員会が本取引を事前調整する必要性がないという決定が政府委員会議長によって下されたという情報が得られるまで、請願書の審査期間を延長する。

3⁴) 請願書で申請された取引が、1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条に従い下された政府委員会議長の決定に基づき、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従った政府委員会による事前調整の対象である場合、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」に従い本取引に対する決定が下される日まで、請願書の審査期間を延長する。』

c) 第5¹号及び第5²号を以下の内容で追加する。

『5¹) 請願書で申請された取引、その他の行為が、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」に従い事前調整の対象であるとき、申請人が、本項第3¹号に記された決定を受け取った日から3ヶ月以内に、かかる取引、その他の行為の事前調整に関する然るべき請願書を同連邦法の規定に従い提出しない場合、請願書を却下する。』

5²) 本取引が1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条に従い下された政府委員会議長の決定に基づき政府委員会による事前調整の対象であるとき、申請人が、

本項第3⁴号に記された決定及び1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第11項に定める本取引の政府委員会による事前調整の必要性に関する通知を受け取った日から3ヶ月以内に、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従い、請願書で申請された取引の事前調整に関する然るべき請願書を提出しない場合、請願書を却下する。』

d) 第6号の「連邦法」の語句の後に「2008年4月29日付第57-FZ号」の語句を追加する。

e) 第7号を以下の内容で追加する。

『"7) 1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条に従い下された政府委員会議長の決定に基づき政府委員会による事前調整の対象となる請願書で申請された取引に対して、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」の規定に従いこの事前調整を却下する決定が下された場合、請願書を却下する。』

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年12月29日

第620-FZ号